

## 令和3年12月 四万十市農業委員会 総会議事録

- 1 日 時 令和3年12月3日(金) 午後3時15分～4時30分  
 2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室  
 3 出席委員

(1) 農業委員 19名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	8	遠地 美千代	15	正木 卓夫
2	桑原 宏文	9	山本 官	16	岡崎 誠
3	伊与田 真哉	10	芝 順子	17	尾崎 征洋
4	井上 靖好	11	岡村 猛	18	福留 宣彦
5	加用 雅啓	12	伊勢脇 精藏	19	畠中 温喜
6	安藤 久徳	13	土居 忠栄		
7	谷崎 容子	14	清水 優志		

(2) 農地利用最適化推進委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	武井 健治	6	山口 昇彦		
4	岡本 尚子	7	宮地 浩		
5	宮地 秀之				

4 欠席委員

(1) 農業委員 0名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名

(2) 農地利用最適化推進委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	3	宮崎 幸一	8	竹村 光一

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小谷 哲司	事務局長補佐 (西土佐地域担当)	渡辺 昌彦
係長	柴 秀樹	主幹	宮川 昭人
主事 (西土佐地域担当)	東 昭伸		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1番～4番)  
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番)  
 第3号議案 非農地証明書の交付について(1番)  
 第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく「四万十市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に対する意見について

報告事項  
 その他



◆議長（福留会長）

只今から令和3年12月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。  
まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

本日は農業委員全員出席となっております。従いまして、本日の出席委員数は、19名中19名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、東正世委員、宮崎幸一委員、竹村光一委員より欠席の届出がありました。  
以上で諸般の報告を終わります。

◆議長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号16番岡崎誠委員、議席番号17番尾崎征洋委員をお願いします。

それでは、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第1号議案農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。

番号1。土地の表示は、大字楠島以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦20年の50歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間180日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクターを所有しているとのことです。申請地は自宅から約3分の距離となっております。耕作面積は126アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので、今までどおり周辺の農地に与える影響などはないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2。土地の表示は、大字間以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦2年の67歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、管理機、軽トラックを所有、トラクター、田植え機、コンバインをリースしているとのことです。申請地は自宅から約20分の距離となっております。耕作面積は31アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。また、間字上丁田105番については、令和3年4月7日付で3条許可となり、前所有者から今回の譲渡人に所有権移転したのですが、その後、譲渡人の体調不良により、耕作の継続が困難となったため、今回、隣地を含めた2筆を譲受人に贈与するという申請に至ったものです。取得後は、これまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので、今までどおり周辺の農地に与える影響などはないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。



続きまして番号3。土地の表示は、大字 平野 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦3年の63歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦10年の夫の2人となっております。農機具につきましては、トラック、管理機を所有、トラクター、コンバイン、田植え機をリースしているとのことです。申請地は自宅から約500メートルの距離となっております。耕作面積は95アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。また、申請地は現在休耕地となっておりますが、取得後は譲受人とその家族が耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号4。土地の表示は、大字 入田 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦14年の50歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦14年の父と母と、農作業暦10年の妻の4人となっております。農機具につきましては、トラクター、田植え機、コンバイン、軽トラック、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約5分の距離となっております。耕作面積は67アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。また、申請地は現在休耕地となっておりますが、取得後は譲受人とその家族が耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号14番 清水委員 (中筋・東中筋地区担当)

1番ですが、ただ今事務局の説明がありましたが、申請理由は贈与ということですが、申請地の状況ですが、耕作をしている土地でございました。11月20日、譲受人のお父さんと会い、現地を確認させていただきました。既に耕作しているような状態でございます。現在保有している農地、今回申請しようとする農地についても効率的に利用して耕作を行うと認められます。周辺の地域の農業上の利用にも影響はありません。以上です。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員 (中筋・東中筋地区担当)

清水委員の説明どおりで間違いありません。

◆議 長 (福留会長)

「2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号14番 清水委員 (中筋・東中筋地区担当)



2番ですが、岡崎委員と現地を確認しました。事務局の説明のとおりで4月頃申請がありまして、譲受人がブシュカンを植え付け耕作するというので、周辺の地域の農業上の影響はありませんが、最初行った時は植え付けしていなかったのので一條大祭でブシュカンの苗を買って植え付けるということをしていましたから、確認に行きましたが、既に埋め立てて耕作できる状態になった所に植え付けをしていましたから問題はないと思います。

◇議席番号 16 番 岡崎委員 (中村地区担当)

ほとんど先ほど説明したとおりですが、11月20日土曜日の9時頃から現地を清水委員と確認して、先の説明のとおりです。そして本人とはなかなか会えなかったのので電話をして、仕事をしている現場である古津賀に清水委員と赴き、聞き取りしたところ、先ほどの説明のとおりで全く問題はございません。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員 (中筋・東中筋地区担当)

清水委員が岡崎委員とお会いしてくれるということでしたので、後から電話で報告していただきましたが、問題はありません。

◇宮地委員 (中村・具同・東山地区担当)

私も現地を確認した後、譲受人と電話でお話をさせていただきました。今の説明のとおりで間違いのないと思います。以上です。

◆議 長 (福留会長)

「3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 19 番 畠中委員 (下田地区担当)

この案件については、前月譲受人の夫の方から出ておりましたが、今回申請している妻の方の相続の家の関係になって、妻の方の名前で申請をするということで、前回現地も見確認をしております。事務局が説明したとおりで、確認の電話で夫と話をしましたが、説明のとおりのお話がありました。耕作をして行くということでありますので問題ないと思います。

◆議 長 (福留会長)

岡崎推進委員は本日欠席ですので、推進委員の意見は省略させていただきます。

「4番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員 (具同地区担当)



4番についてですけれども、事務局の説明のとおりでございます。現地のこの売買の土地ですけれども、農業用の古い10平方メートルくらいの小屋が建っておりまして、古い物ですがその周りは草も刈っております。これは近い将来ですけれども、譲受人が小屋を壊しまして畑作をするということでございます。譲受人については認定農業者でして、里芋とか、ナバナとか畑作物をかなり手広くやっております、耕作することで間違いのないということでございます。電話で確認いたしました。他の農地には影響ないということも確認いたしました。問題ありません。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

自分も先日譲受人とお話をさせていただきまして、今回の申請地が取得できた後には、里芋、ナバナを植えたという話でした。特に問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでのご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

番号1。土地の表示は 具同ミノコシ以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。11月24日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員・宮地推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確



認を行いました。お手元のタブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、4区画分の宅地及び進入路を作るものです。場所については自由ヶ丘団地内にある沈砂池から市道を隔てた東側に位置する農地です。申請地の北・南側は申請譲渡人所有地、東側は宅地、西側は市道となっています。申請地については北側に進入路をつくり市道として市に寄付する予定で、進入路南側に宅地を造成します。排水については進入路に側溝を設け排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われまます。申請地は10ヘクタール以上の集団農地ではなく、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しないその他の農地(第2種農地)にあたり第3種農地に立地が困難と認められる場合等には転用が許可できる土地ということでありまます。なお、特定建築条件付売買予定地とは宅地購入者が家を建築するときに今回の5条転用者である譲受人と建築請負の契約を概ね3か月以内に結ぶこととなるもので、この期間内に建築請負の契約が無い場合、土地の売買契約も解除されることや売れ残った区画が出た場合には譲受人自らが住宅を建築しなければならないというものであります。

◆議長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員(具同地区担当)

1番ですけれども、事務局の説明のとおりでございます。面積については2797㎡の内1122.27㎡となっております。土地が現地の写真を見ていただくと、1、2、3段になっておりまして団地の一角という所でございます。この真ん中の部分が5条の申請地ということを出ております。条件付き売買予定地ということですので、注目しておきたいと思ひます。今の段階では問題ございません。

◆議長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

宮地委員(中村・具同・東山地区担当)

11月24日に事務局、会長、正木委員と一緒に現地を確認しました。たしか5メートルの幅の道を土手側につけて向こうに通れるようにするという話だったと思ひますが、今のところは特に問題ないと思ひます。

◆議長 (福留会長)

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、採決を



いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。番号1。土地の表示は、大字 井沢 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、11月24日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と、下田地区担当の井上委員、宮崎推進委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの3ページ及び4ページをご覧ください。現地は、一部柿の木が植わっておりますが、10年ほど前に植えてから現在まで肥培管理はされていない状況でした。

なお、当該地は、昭和54年11月30日付けで転用許可を受けている土地ですが、登記地目の変更がされないまま現在に至っており、当時の許可書についても既に紛失をしているため、今回、非農地証明願が提出されたものです。転用許可後から約40年の間は、耕作等の肥培管理が行われることはなく、周辺の家を建てるための建築資材置場や、駐車場として使用されており、また、本市税務課で確認したところ、少なくとも平成17年以降は宅地課税が行われているとのことです。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、農地転用許可を要しない事案等で、転用行為が完了している土地となっております。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号4番 井上委員（東山・下田地区担当）

前のスクリーンを見ていただくと畑という感じで、一見するとこれは農地ではないかと正直思いました。柿木もそんなに世話をしてないですけど、それなりに剪定とかもされていて何か違和感があるなというのが正直なところですけど、先ほど事務局の方からも説明があったとおり、40年ほど前既に転用許可がされていたことや、宅地として税金も払われていたという経緯がありましたので、今回売買にあたって非農地証明が必要であるというお話なんかもお聞きした中で、これは非農地として証明すべきであると考えております。以上です。

◆議 長 （福留会長）



宮崎推進委員は本日欠席でございますので、推進委員のご意見は省略させていただきます。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第4号議案 市長より照会のありました、農業経営基盤強化促進法に基づく「四万十市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に対する意見について、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく「市町村基本構想」の変更に対する意見について、事務局より説明いたします。これは、令和2年4月に改正農業経営基盤強化促進法が施行されたことに伴い、令和3年3月31日付で高知県の「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」が変更されております。

なお、農業経営基盤強化促進法に基づく「市町村基本構想」は、県の基本方針に即したものと規定されております。

そのため、市町村は県の基本方針の変更に伴い、令和3年度中に「市町村基本構想」を変更することになっており、本市をはじめ、県下各市町村もこの変更手続きを現在行っているところでございます。

そこで、まず市町村基本構想について説明させていただきます。この「市町村基本構想」とは先ほど申しました「県の基本方針」に沿って、地域の実情を踏まえて市町村が独自の目標および各種施策を実施するために必要な事項・基準等を定めたものであり、平成18年8月31日に策定され、今回で4回目の変更（見直し）となります。

現在、日本の農業施策は、食料・農業・農村基本法を基本法と定め、各種施策・制度・事業を推進しているところではありますが、皆さんの専門分野であります農地法とともに、農業経営基盤強化促進法があり、その対象となる制度として認定農業者制度や利用権の設定等があります。



なお、これらの法だけでは地域の農業にマッチした基準や目標を定めることは難しいので、県で法関連事業の基本方針を定め、さらに市町村でも基本構想を定めることとされているところです。

この基本構想の変更(見直し)を行うにあたり、市長は農協および農業委員会の意見を聞くこととされており、今回の意見照会がされたものとなっています。今回の主な変更点としましては、青年等農業者の年間農業所得額の変更、新規就農者の確保目標数の設定、各営農類型での経営指標の見直し、法改正に伴う「農業利用集積円滑化団体及び農地利用円滑化事業」に係る記載箇所削除といったものでございます。

なお、このあと主な変更点について、説明させていただきますが、特にお気づきの点が無ければこの基本構想案についてご承認いただければと思います。ただし、各委員が把握しております現状と記載内容が大幅に異なっており、変更が必要な点などがございましたら、本日この場でご意見いただき、市長への回答の際に意見として盛り込みたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願ひします。

それでは主な変更点について説明させていただきます。まず1つ目は、「青年等農業者の年間農業所得額の変更」です。資料の3ページの下の方6をご覧ください。1経営体あたりの年間農業所得額が変更前はおおむね200万円だったものを今回、おおむね250万円に変更しております。この変更は高知県の基本方針の改正でも同様に變更されております。これは、新規就農者の多くが受給する国制度の給付金事業「農業次世代人材投資事業」がありますが、その給付金の受給要件のひとつに「経営開始後に年間農業所得250万円以上」という要件がございますので、この国制度の給付金の受給要件に合わせて年間農業所得を250万円に変更するものでございます。

2つ目は、「年間の新規就農者の確保目標数」の設定です。資料の3ページの一番下をご覧ください。

これは、前回までは記載がなかったもので、県からの指導に基づくものでございます。なお、3人という人数の根拠については、市産業振興計画の目標数値で挙げている数値であり、直近数年間の就農実績の近似値であります。

3つ目は、各営農類型での経営指標(経営モデル)の見直しでございます。資料の4ページから9ページになります。これは、農業技術が向上し、環境制御装置等も改良改善されているといった現状も踏まえ、例えば、作物によっては設備投資さえすれば以前よりも狭い面積で多い収量が得られるといったものもござひます。これらについて、幡多農業振興センターやJAなどからご意見をいただき、最新の情報を各営農類型に反映させより実態に近い経営指標に見直すものでござひます。

最後でございますが、法改正に伴う「農業利用集積円滑化団体及び農地利用円滑化事業」に係る記載箇所の削除です。これは、先ほども申しましたように、農業経営基盤強化促進法の改正に伴うものでござひます。

その他の変更箇所については、文言の修正等でございます。参考までに、変更しない箇所についても一部触れさせていただきますと、資料の10ページにあります枠で囲んだ箇所「効率的かつ安定的な農業経営をする者が利用する農用地面積が地区の農用地面積に占める割合の目標」いわゆる農地の集積目標でございます。

変更前は県の方針に準じ58%という目標値を設定していたところでござひますが、市内でも各地で基盤整備が進んでいる現状を踏まえ、今回見直しを検討しました。しかし、令和3年3月時点の現状では約42%であり、目標値の58%には届いておりませんので、引き続きこの目標値は据え置くこととしております。

以上、今回の基本構想の変更に関する主な内容の説明でございます。

#### ◆議長(福留会長)

以上で説明が終わりました。農業委員、農地利用最適化推進委員でご意見、ご質問はござひませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。



ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく「四万十市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に対する意見について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農業経営基盤強化促進法に基づく「四万十市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に対する意見についてはこれを適当と認め、回答することといたします。

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和3年12月3日

議 長

福留 宣彦

署名委員

岡崎 誠

署名委員

尾崎 征洋